

## 2025 年度実施方針

スタートアップ支援部

### 1. 件 名：SBIR 推進プログラム

### 2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 3 号、第 8 号、第 9 号及び第 12 号

### 3. 背景及び目的

本事業は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「活性化法」という。2021 年 4 月 1 日改正法施行）第 34 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定によって定められた、指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、多様化する社会課題の解決に貢献する研究開発型スタートアップ等<sup>(\*)</sup>の研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的として、内閣府が司令塔となって、省庁横断的に実施する「SBIR(Small/Startup Business Innovation Research)制度（以下「日本版 SBIR 制度」という。）」の一翼を担うものである。

本事業は、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（2021 年 3 月 26 日閣議決定）、未来投資戦略 2018(2018 年 6 月閣議決定)、成長戦略実行計画(2020 年 7 月閣議決定)等の政策に基づき、内閣府ガバニングボードにより決定された研究開発課題に取り組む研究開発型スタートアップ等が実施する研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的とする。

\*1: 活性化法第 2 条第 14 項に規定する中小企業者又は事業を営んでいない個人（研究者等）であって、研究開発成果の事業化を目指すもののうち、その研究開発が革新的であると認められるもの。

### 4. 実施内容及び進捗（達成）状況

本事業では、内閣府ガバニングボードにより最終決定された研究開発課題と合致する研究開発型スタートアップ等を選定し、その研究開発支援を実施する。

また、本事業では、優れた研究開発テーマを継続的に支援することを目的に、ステージゲート審査を活用した段階的な審査方法を導入する。具体的には、ステージゲート審査において、フェーズ 1 を実施しているテーマに対して、フェーズ 2 への移行可否を判断する。

#### 4. 1 2024 年度までの事業内容

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2021 年度から、基本計画に基づき、内閣府ガバニングボードにより決定された研究開発課題について、公募を行い、累計 53 件の研究開発テーマを採択した。公募の結果は以下の表 1 のとおりである。

表 1：公募及び採択実績

| 年度      | フェーズ | 応募件数 | 採択件数 | 倍率     |
|---------|------|------|------|--------|
| 2021 年度 | 1    | 40 件 | 13 件 | 3.1 倍  |
| 2022 年度 | 1    | 45 件 | 13 件 | 3.5 倍  |
|         | 2    | 3 件  | 0 件  | —      |
| 2023 年度 | 1    | 10 件 | 7 件  | 1.4 倍  |
| 2024 年度 | 1    | 35 件 | 20 件 | 1.75 倍 |

また、本事業では、ステージゲート審査により研究開発テーマの継続実施等の可否を次フェーズに移行する際に審査している。ステージゲート審査の実績は以下の表 2 のとおりである。

表 2：ステージゲート審査実績

| 年度      | フェーズ | 応募件数 | 採択件数 | 倍率  |
|---------|------|------|------|-----|
| 2024 年度 | 2    | 1 件  | 1 件  | 1 倍 |

## 4. 2 実績額推移

| 年度             | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 | 2024 年度 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 予算執行額（百万円）一般勘定 | 140     | 130     | 131     | 393     |

\* 2024 年度については、2024 年 12 月現在の契約額を記載

## 4. 3 2025 年度実施内容

本事業の基本計画に基づき、以下の通り事業を実施する。

- (1) 2024 年度に採択した 3 件のうち、NEDO でフェーズ 2 を実施することが決定した研究開発課題について、ステージゲート審査を実施し、フェーズ 2 への移行可否を決定する。
- (2) 2025 年度の公募は内閣府が配分する官民研究開発投資拡大プログラム（BRIDGE）の予算に応じ、原則として以下の方針で行う。

## ① 対象事業者

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）及び指定補助金等の交付等に関する指針によるものとする。

## ② 対象研究開発課題

内閣府ガバニングボードにより最終決定された研究開発課題に合致する提案を対象とする。研究開発課題及び NEDO が実施する研究開発フェーズの詳細は、公募要領で定める。

## (3) 審査項目

## ① 要件審査

## ② 技術審査：技術優位性及び新規性、研究開発体制、開発目標の適切性、費用計上の適切性等の観点から、コア技術について審査を行う。

## ③ 事業化審査：コア技術を基にした事業化に向けて、作成したビジネスプランについて、市場優位性や知財戦略の優位性等の観点から、審査を行う。

## (4) 事業期間

## ① フェーズ 1：原則、1 年程度

## ② フェーズ 2：原則、2 年程度

## (5) 規模

（フェーズ 1）助成額は、1 件当たり 15 百万円を上限とする。

助成率は、定額とする。

（フェーズ 2）助成額は、1 件当たり 50 百万円を上限とする。

助成率は、2 / 3 以内とする。

## (6) 採択予定件数

採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、内容が優れているものを採択する。

## 4. 4 2025 年度事業規模

未定（3 月開催の内閣府ガバニングボードにて決定予定）

## 5. 事業の実施方式

## 5. 1 実施スキーム（別紙参照）

## 5. 2 公募

## (1) 掲載する媒体

「NEDO ホームページ」及び「e-Rad ポータルサイト」等に掲載する。

- (2) 公募開始前の事前周知  
公募開始前に NEDO ホームページで行う。本事業は、e-Rad 対象事業であり、e-Rad 参加の案内も併せて行う。
- (3) 公募時期・公募回数  
2025 年 3 月頃に行う。
- (4) 公募期間  
原則 30 日間以上とする。
- (5) 公募説明会  
原則、オンラインにて実施する。

## 5. 3 採択方法

- (1) 審査方法  
e-Rad システムへの応募基本情報の登録は必須とする。外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。採択審査委員は採択結果公表時に公表する。提案者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施する。審査委員会は非公開のため、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- (2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間  
原則 70 日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を計る。
- (3) 採択結果の通知  
採択結果については、NEDO から提案者に通知する。なお不採択の場合は、その理由を添えて通知する。
- (4) 採択結果の公表  
採択案件及びブステージゲート審査を通過した案件については、提案者の名称、研究開発テーマ名等を公表する。

## 6. その他重要項目

### 6. 1 制度評価

内閣府が、指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、実施する。

### 6. 2 複数年度交付決定の実施

2025年度に新規に採択する研究開発テーマについては、必要に応じて複数年度交付決定を実施する。

### 6. 3 その他

- (1) 成果の公表  
展示会等を通じて、成果の公表を行う。

## 7. スケジュール

2025年3月（予定）・・・・・・・・・公募開始  
2025年4月（予定）・・・・・・・・・公募締切  
2025年7月（予定）・・・・・・・・・契約・助成審査委員会  
2025年7月（予定）・・・・・・・・・採択決定及び通知

## 8. 実施方針の改訂履歴

- (1) 2025 年 1 月、策定

【別紙】事業スキーム図

●助成事業

フェーズ 1

フェーズ 2

